

令和 7 年度青森県屋外広告物講習会開催要領

1 開 催 日

令和 7 年 7 月 29 日（火）～令和 7 年 7 月 30 日（水）の 2 日間

2 場 所

青森県庁北棟 7 階 709 会議室 （青森県青森市新町 2 丁目 4－30）

3 講習内容

- （1）広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令に関する事項
- （2）広告物の表示の方法に関する事項
- （3）広告物の表示及び掲出物件の設置に係る工事の施工に関する事項

4 日 程（予定）

〈1 日目〉 7 月 29 日（火） 青森県庁北棟 7 階 709 会議室	9：20～ 9：50	受付
	10：00～12：00	屋外広告物関係法令
	12：00～13：00	昼食休憩
	13：00～16：00	屋外広告物の表示の方法
	16：10～16：40	青森県景観条例
〈2 日目〉 7 月 30 日（水） 青森県庁北棟 7 階 709 会議室	9：20～ 9：50	受付
	10：00～11：00	建築基準法
	11：00～12：00	屋外広告物の構造力学と設計
	12：00～13：00	昼食休憩
	13：00～14：00	屋外広告物の安全管理
	14：00～15：00	屋外広告物の点検
	15：10～16：10	屋外広告物の施工
	16：10～16：30	修了証交付・閉会

5 受講申込

（1）提出書類等

① 屋外広告物講習会受講申込書

住所、氏名等必要事項を記入の上、下記の写真、青森県収入証紙を所定の箇所に貼ってください。

② 写真

申込み前 6 ヶ月以内に縦 4 cm×横 3 cmの無帽、無背景で正面から上半身を撮影したもの

③ 講習会受講手数料

青森県収入証紙 4,000 円分

※県からの受講通知後に受講を取りやめた場合でも、受講手数料は基本的には返還できませんのであらかじめご了承ください。

屋外広告物講習会申込書は、県土整備部都市計画課に備え付けてあります。また、青森県都市計画課ホームページからダウンロードできます。

【HP アドレス：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/toshikei/koushukai.html>】

(2) 受講申込書の提出先及び提出方法

青森県県土整備部都市計画課都市計画・景観グループまで持参または郵送で提出してください。

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

青森県県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ

(3) 申込受付期間（ただし、定員になり次第締め切ります）

令和7年6月2日（月）～令和7年7月11日（金）

（郵送の場合は、7月11日必着です）

(4) 定員

40名（先着順で受付）

6 講習科目の一部免除

次の資格を有する方は、「広告物の表示及び掲出物件の設置に係る工事の施工に関する事項」の講習（2日目の講習）が免除されます。免除を受けようとする場合は、いずれかに該当することを証する書面の写しを受講申込書に添付してください。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法第44条第1項第1号から第3号までに掲げる第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法に基づき、帆布製品に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

7 使用テキスト

受講に当たり(株)ぎょうせい発行の「屋外広告物の知識（第4次改訂版）」全3巻（セット価格7,500円〈税込：本講習会での特別販売価格〉）を使用します。

※法令編のみ第5次改訂版となります。

※購入を希望される方は、当日受付時に会場にて販売しますので、受講申込書提出時に、別紙「テキスト購入申込書」と併せて提出してください。

8 注意事項

各講習科目について、遅刻、欠席、退席等があった場合（受講免除科目を除く）は、講習会修了証を交付できませんので、ご注意ください。

9 受講申込書提出先及び問い合わせ先

青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループ 〒030-8570 青森市長島1丁目1-1 電話 017-734-9681 F A X 017-734-8196
--